

イギリス

—最高裁判所の創設

国際室研究員

三枝 麻由美 ● Saegusa, Mayumi

「法の支配」のグローバル化が叫ばれている今日、その母国であるイギリスに目を向けてみると、イギリスには憲法もなければ最高裁判所もないことに驚かされる。まず、イギリスは、日本やアメリカのような単一な成文憲法を持たない。これは憲法が法令の形式で存在しないということではなく、コモン・ロー、議会制定法および憲法習律の中に存在し、不文・軟性憲法と一般に呼ばれている(江島p.15)。さらに最高裁判所に関しては、立法府である貴族院(House of Lords)の上告委員会(Appellate Committee)が最高裁判所にあたる。日本やアメリカのような独立した最高裁判所ではなく、イギリスでは制度上だけでなく実際の建物も国会の中に最高裁判所が置かれている。その長官にあたる大法官は、議会としての貴族院の議長であり、さらに閣僚の一員でもある。そのため、イギリスには厳密な意味での三権分離も存在しないとされる。しかしながら、2005年の憲法改革法(Constitutional Reform Act 2005)において、貴族院の司法機能および大法官職の廃止を行い、連合王国最高裁判所(Supreme Court for the United Kingdom)が2009年に創設されることとなった。同法によって、立法・司法・行政の三権にまたがってこれまで権限を有してきた大法官の司法的権限が廃止され、権力分立の徹底が図られるとともに、司法権の独立の補強が明文化された(阿久p.158; 江島p.23; 松井p.347)。

憲法改革

これまで特に統治構造や人権保障の面から、憲法改革の必要性が指摘されてきたものの、ブ

レア政権の誕生を見るまでは憲法改革が政治的課題として取り組まれることはなかった。ブレア政権になってから憲法改革に着手するようになった理由として、労働党が1992年総選挙で連続4度目の敗北を帰したことにより、選挙民に党の変革をより明確に示す必要性が増し、1997年に政権に復帰した労働党は、「新しい労働党(ニュー・レイバー)」を標榜して、憲法改革に着手することになったためとされる(江島p.19; 松井p.337)。さらに、最高裁判所の創設の外的要因として、欧州人権条約が指摘される(阿久p.159)。これまでも人権保障における問題提起として、行政権による人権侵害に対する防波堤が存在しないことが言われてきた(江島p.19)。しかし、1998年の人権法(Human Rights Act 1998 c.42)の導入により、欧州人権条約が国内法化され、この問題がより真剣に議論されることとなった。欧州人権条約では、人権法に基づく政府の法律および施策に対する異議申し立ては、欧州人権裁判所への提訴に先立って、国内の裁判所を経由することが求められる。しかしながら、イギリスの場合、立法府である貴族院の上告委員会が司法の最終審を行うことに対して公平性が保証されないとする意見が付き、司法権の独立が求められるようになった。実際、欧州評議会はイギリス政府に対して勧告決議案を提出し、イギリスの現行司法制度は、独立かつ公平な裁判を受ける権利を定めた欧州人権条約第6条に抵触する可能性があるとした(阿久p.162)。

ブレア政権の憲法改革案に対して、改革対象となった貴族院の上告委員会では、改革に異を唱える守旧派と、改革推進派に意見が二分した(加藤p.82)。守旧派は、現状の貴族院による上告管轄権は機能しており、よって憲法改革は不必要であり、有害でさえあると主張した。反対に、推進派は、時代の要請は憲法改革の方向

であり、終審の裁判所は立法部から切り離し、独立の最高裁判所を創るべきであるとした。推進派のステイン卿は、閣僚の1人である大法官が司法的機能を遂行することは、公共の利益に反すると主張していた(ステインp.4)。

最高裁判所

最高裁判所は、イングランド、ウェールズおよび北アイルランドにおける刑事裁判および民事裁判、およびスコットランドの民事裁判の終審裁判所となる。最高裁判所はスコットランドの刑事訴訟を管轄せず、スコットランドにおける刑事訴訟の終審裁判所はスコットランド最高法院となる。

最高裁判所は、女王陛下の任命する12名の裁判官から成り、そのうち1名を裁判長(President)、もう1名を副裁判長(Vice-President)に女王陛下により任命する。最初の裁判官に誰が任命されるのが問題となっていたが、最高裁判所の開始直前に、貴族院の上告委員会において司法職を有する常任上訴貴族(law lords)がそのまま就任することとなった。さらに、開始直前に最先任常任上訴貴族であったものが、初代の裁判長になるとされる(江島p.43)。

最高裁判所の裁判官になるには、現行の常任上訴貴族と同等な資格が必要とされる(阿久p.89)。具体的には、最低2年以上、上級裁判所の裁判官職に就いているか、または最低15年以上、法律実務家としての資格があることとなっている。また、裁判官任命のシステムも内閣から独立した委員会のもとで行われる。同委員会は、法律専門家とともに非法律家からも選出される仕組みになっている。

新しい最高裁判所は、現在の貴族院上告委員

会が使用する国会議事堂とは別の建物に置かれ、現在は刑事法院が使用しているウェストミンスター地区のミドルエセックス・ギルドホールに決められた¹⁾。改装費用には約3000万ポンド(約63億円)が充てられている。

このように、最高裁判所の外枠は出来上がってはいるものの、具体的な運営については未定な部分が多く、学者等との非公開の会議を重ねながら現在、協議中である²⁾。そのためスタートまでに残り後1年となった現在でも、最高裁判所の具体像があまり見えてこない。ただ、違憲立法審査権を有するアメリカの最高裁判所モデルは踏襲されないと見られている(スタインp.1)。これは、イギリス憲法のもっとも基本的な原理は国会主権であるためとされている。

まとめ

イギリスの憲法改革は、EU統合化による外的圧力、および内政における変革の必要性の両面から実現されたものであり、同国の司法制度の歴史上、最大の改革であると位置付けられている。また、他の欧米先進諸国の中で、憲法全体を視野に入れた改革は行われていないことを考えると、イギリスの目指す改革は注目に値するため、今後もどのように変革されていくのか見極めていく必要がある。

参考文献

- 阿久慶2004年「憲法改革法案：司法権独立の強化」『外国の立法』222号
- 江島昌子2006年「イギリス」初宿正典・辻村みよ子編『新解説世界憲法集』三省堂
- 加藤紘捷2006年「イギリスの2005年憲法改革法と独立の最高裁判所」『駿河台法学』19巻2号
- 松井幸夫2007年「憲法の『イギリス・モデル』とイギリス『憲法改革』」佐藤幸治ほか編『現代社会における国家と法』成文堂
- ヨハン・ステイン2004年「イギリスにおける最高裁判所創設への道」『駿河台法学』17巻2号

1) "Foster is to design Supreme Court." BBC News. 04/01/2005.

2) "Court in the Act." p.11. *Gazette* 21 February 2008.